

府評広第30号
令和5年3月15日

行政文書不開示決定通知書

林弘法律事務所
弁護士 山中 理司 様

内閣府大臣官房長
原 宏彰

令和5年2月24日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項に基づき、下記のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1. 開示請求書における「行政文書の名称等」欄の記載
内閣府の職員がマスコミ対応する場合の注意点が書いてある文書(最新版)。
2. 不開示とした理由
開示請求に係る行政文書を作成、取得しておらず、保有していないため不開示とした（文書不存在）。

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができないになります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3. 担当課等
内閣府大臣官房政策評価広報課
電話：03-6257-1297